

## 佐賀新聞大正期炭坑記事(V)

町田, 保次  
熊本行政監察局

<https://doi.org/10.15017/13672>

---

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 10, pp.60-150, 1979-03-03. エネルギー史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

(92) 西牟田前掲実習報告、一九頁。

(93) 同右、九七頁。

(94) 北炭社史、および筆宝前掲論文による。なお、北海道においても、労資関係の著しい動搖をみなかった炭鉱においては、飯場制度が維持される場合があった。大正期の三菱美唄炭鉱では、飯場頭が切羽を請負い、槌組を編成した（前掲『炭鉱に生きる』三二、一二頁）。

(95) 高島炭鉱の納屋制度の廃止は一八九七年（明治三十年）である。くわしくは村串、前掲『日本炭鉱賃労働史論』第三章を参照されたい。三池炭鉱では一九〇〇年代中ごろには直轄坑夫中心となり、〇八年には納屋制度は完全に廃止された。この点については、隅谷三喜男「炭鉱における労務管理の成立」（脇村教授還暦記念論文集『企業経済分析』岩波書店、一九六二年）、橋本哲哉「一九〇〇〜一九一〇年代の三池炭鉱」（『三井文庫論叢』第五号）を参照せよ。

(96) この点についてもくわしくは別稿にゆずりたい。

（一九七六年三月脱稿、一九七八年一〇月加筆）

## 佐賀新聞大正期炭坑記事(V)

町田 保次

大正三年八月七日 取締と納屋頭を殴る 解雇されたるをうらみ  
杵島郡住吉村宮野生れ山下猪之吉(三五)は十六才より炭坑  
稼ぎをなし居れるが、去る六月末、日頃、小城郡北多久村小侍立  
山炭坑々夫宮崎千太郎(四二)の世話にて金十五円前借のうえ、  
同坑納屋頭藤田亀太郎(五七)に雇れ熱心に働き居たり。然る  
に去月十五日に到り亀太郎は納屋頭を止めねばならぬ事となり、  
坑夫も総て解雇さる事となりたれど、孟蘭盆前の事とて稼ぎ  
先を見出すに困難なる可しとて、亀太郎は長男連一を自分の後釜  
に事務所となりしも、十名の坑夫は何しても解雇せねばならぬ仕  
儀となり居りたるが、一方猪之吉は其の事とも知らず、同日二十  
六日の夜は暑きままに涼み居りし処に、九時頃人操の平田又平が  
来りて前借は返すに及ばぬから今日限り解雇する事を承知してく  
れと話したれば、余りの突然に仕末の方法にも困り果てたれど、  
とに角承諾の旨を告げて帰らしめたり。然れども何うしても孟蘭  
盆前で食ふにも困るより、翌二十七日は朝八時頃亀太郎方に赴き、  
種々と陳情して孟蘭盆過ぎ迄と願いたれど亀太郎黙して語らず。  
止むなく引き帰り直ちに秋山熊吉方に行き千太郎外二名としよう  
ちゅう一升五合計りを十一時頃迄飲み、俺は亀太郎に今から断判  
に行くよと云ひ棄て亀太郎方に赴きたるに、無断にて猪之吉と同行  
したる千太郎は真先に病人を引き受けて呉れと云ひたるより、猪  
之吉も力を得て何故解雇するかと迫りしに、病人は事務所とも亦  
家庭とも相談せねばならぬから今俄の返答は出来ぬと答しにぞ。

(炭婦協)等と、家族を含めた斗争資金の積立て、あるいは斗争を行つたにもかかわらず、退職条件斗争は行つたが閉山退職と同時に離職者は組織外として、生活環境の問題、就職問題についての統一斗争を全く行わなかつたことは、組織を急速に弱体化させる大きな原因となつたことも忘れてはならない。

炭鉱閉山について、「去るも地獄、残るも地獄」という言葉が流行したが、この言葉の意味は、炭鉱を去るものも炭鉱に残るものも悲惨で苦しいのだと云うことではなく、旧炭鉱街を去って、他産業に就職するものも、旧炭鉱街に残留するものも、地獄だと云う離職者の言葉であつたと云うことを認識して欲しいものである。(了)

(六〇頁より)

千太郎は怒り「男を見損なうたか」と云ひ様手にて亀太郎の左頬を殴り、猪之吉も続いて同じく殴りつけ、逃げんとするを尙も追ひ行き十能にて返答次第では殺さんと迫りし折、人操の又平に阻められて果さず、其の内に亀太郎は事務所に逃れしが、猪之吉等が押寄すると聞き更に東松浦郡相知炭坑なる女婿伊井直一の保護を受けたり。然るに一方猪之吉は同家を出て、路上にて鶴嘴の柄を拾ひ坑外取締田中文蔵と行合ひ何処に行くかと尋ねられしに、取締が何かと突然右鶴嘴の柄にて腰部を嫌といふほど五・六回殴り、取り組んだまま崖下に陥り、人事不省となりたるを漸く附近の人に助けられたるが、直ちに同日千太郎、猪之吉は亀太郎の為に告訴され、昨日殴打罪として検事局送り。

大正三年八月十七日 動員令下る

本日午前第四、第五、両師団及び第十八師団の一部に対し、動員令下れり(東京特電)。

因に佐賀五十五連隊にも只今(一時)師団指令部より長文の電報到来し俄かに色めき渡り、外出兵は悉く帰營を命ぜられたり。

大正三年八月十一日 各汽船に命令 御用船として活動

我海軍の活動に伴い、日本郵船会社以下の各汽船会社の汽船約八隻は既にその筋の命令に服する事となり、夫々御用船にして従事する由なるが、帝國政府の態度は茲一兩日中にいよいよ決定する次第なれば、海軍首においては何時軍事行動を開始するやも測り難ければ、郵船会社以下の各汽船会社の船舶に対しては目下航海中のものに対しても命令一下直ちに御用船の任務に従事すべく、

(一五〇頁へつづく)

換を一定期間停止されたり、一乃至二カ月交換を延期される  
こともあり、万一炭坑がつぶれば価値を失い反古同然にな  
ってしまつて、泣いても泣ききれない状態におかれた。

(d) 炭坑札では貯金への意欲を失い、若い者など酒食やバクチ  
に浪費する傾向を生じ、一旦炭坑にはいると他所へ逃げて行  
けない等の事態をも招来した。

以上のように利害を要約することが出来る。このことに関して  
既に明治三十年の高野江氏著『筑豊炭礦誌』の中に記述されて  
いる。但し、さすがに大正八年頃になると炭券支払の率も少くなり、又  
炭坑によつては炭券の通貨との交換は随時となり、何人が持参して  
も通貨と交換する制度になつたことが記録により分る。

(七) 賈札

炭坑側としては炭坑札は極めて有利なものであったが、それでも  
泣所があった。それは賈札の出現である。印刷技術の幼稚なものは  
贋造されることもあり、そのため台帳と一連番号の記入割印などが  
行われた。

事例としては、明治三十二年、久留米市の銅版職某は五人と共謀  
して、香月大辻炭坑の採炭切符を偽造、明治三十三年は田川郡小松  
炭坑の額面千斤札の偽造あり、明治三十六年には田川郡添田村の第  
二峰地炭坑で五人の坑夫の偽造行使等の記録がある。

(一三八頁より)

只管其警戒に準備怠りなしという。(東京電話)

大正三年八月十七日 我政府の要求

日本政府は日英協約の条章により東洋の平和を確保する必要上  
ドイツ政府に対し左の勧告的要求を為す。

一、ドイツ軍艦は支那の沿岸より撤退すべし。

二、支那に還付するの目的を以て即時膠州湾を日本に引渡すべし  
三、九月十五日迄に膠州湾における軍艦は武装を解除し、尚砲台  
の撤廃を行なうべし。

四、右要求に対し、回答は本月二十三日を期限とす。

大正三年八月二十二日 佐賀新聞発売禁止

昨二十一日発行の本紙第九三九一号は安寧秩序を乱す廉を  
以て其筋より発売禁止を命ぜられたり

大正三年八月二十四日 独国交断絶 独乙回答せず

本日正午に至るも独乙政府より終に何等の回答に接せず。依て  
帝國政府は予定の行動に移り、各回官憲に対し夫々日独国交断絶  
し、交戦状態に移りたる旨報をなし、同時に駐日独乙大使レッ  
クス伯に対し旅券を交付したり。(東京特電)

大正三年八月二十八日 家屋倒潰して圧死

小城郡北多久村大字小侍柚ノ木原炭坑納屋木塚ユク(三八)は  
去る二十五日午後二時頃自宅六疊敷北壁側に南枕にて臥床中、夫  
安一は折柄暴風雨の為め納屋の周囲を席にて繕ひ居る際同納屋は  
俄然倒潰し、為めに寝臥中のユクは圧迫せられ無惨の最後を遂げ  
たりと。